

規制改革推進会議の進め方について（案）

令和 5 年 10 月 16 日

規制改革推進会議決定

1. 会議の開催

- （1）令和 6 年夏までをサイクルとし、規制改革の審議を進める。
- （2）会議は必要に応じ開催する。

2. ワーキング・グループ（WG）の設置

「公共」、「スタートアップ・投資」、「働き方・人への投資」、「健康・医療・介護」、「地域産業活性化」の 5 つのワーキング・グループ（以下「WG」という。）を設置する。各WGは別紙に掲げる事項について議論を行う。

3. 審議方法

- （1）経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革に関し、規制改革実施計画のフォローアップも含め、調査審議を行う。
- （2）本会議は、各WGの審議状況等について適宜報告を受けるほか、会議全体で取り組むべき重要課題等を取り扱う。
- （3）本会議は、議長ないしは各WG座長の判断に基づき、必要に応じ、合同会議の開催、相互の委員のオブザーバー参加などの取組を通じて、関連する会議との連携に努める。
- （4）令和 6 年夏を目途に答申を取りまとめる。答申の取りまとめは、本会議の審議を経た上で決定する。必要に応じ、中間取りまとめの公表を検討する。なお、答申を待たずに、改革を実現すべき事項については、早期の実現を求める。
- （5）本会議・WGともに意見を適宜発表する。WGの「意見」は本会議の承認を原則とするが、議長の判断により事後承認とすることができるものとする。

(別表) WGの所掌事項

WG名	事項
公共	・行政・社会のデジタル化、官民連携、デジタル行財政改革、業種・地域に普遍的な規制・制度改革に関する事 こと。
スタートアップ・投資	・スタートアップの育成・成長を実現する規制・制度改革（他WGの所掌に属することを除く）に関する事 こと。 ・革新的なサービスの利用や脱炭素化、デジタル化、省人化などに関する投資の拡大（他WGの所掌に関する ことを除く）に関する事 こと。
働き方・人への投資	・高生産性産業への円滑な労働移動の確保、自由な働き方の実現、革新的な人材創出に関する規制・制度改革に関する事 こと。
健康・医療・介護	・国民の健康増進、患者本位・利用者本位の医療・介護・保育制度の実現に必要な規制・制度改革に関する事 こと。
地域産業活性化	・地域経済に関する規制・制度改革に関する事 こと。